

令和2年度 中野地区社会福祉協議会事業計画(案)

基本方針

近年では家庭や地域社会の相互扶助機能が薄れ、孤独死や貧困など、個人や家庭の中だけでは解決できない様々な福祉・生活課題が噴出しています。

中野地区社会福祉協議会では 市、区社協が策定した「地域福祉活動推進第2次5か年計画」に基づいて、「みんなでつくる支え合いのまち」の新たな計画の策定を行い、高齢者や障がい者が安全に、安心して生活できる『福祉のまちづくり』プランを推進していきます。

重点事業

- 1 「福祉のまちづくり」プランの推進
第2次5か年計画へ向けてのプラン策定委員会・分科会の開催
- 2 ボランティア活動の推進
ボランティアバンクへの登録、活動の支援
- 3 地域における見守り・支援活動
『近隣ミニネットワークづくりの推進』、『高齢者地域支え合いモデル事業』の一環として『中野近隣ネットワーク事業』の推進
- 4 地域住民のふれあいの場づくり
地域ふれあいきいきサロンの推進とサロン連絡会の開催
- 5 『乗合タクシー』運行の支援の取り組み(資金調達)

公共の場への自動販売機の設置（中野第二公園設置済・中野東第一公園申請中）

事業実施計画

- 1 会議
 - (1) 理事会 (決算、予算、事業計画、規約改正等の審議)
 - (2) 評議員会 (決算及び事業報告、予算、規約の改廃、その他の事項)
 - (3) 合同会議 (随時)
 - (4) 事業運営及び会計監査
 - (5) 福祉委員部会
 - (6) 民生委員児童委員協議会及び包括支援センターとの交流会
 - (7) 福祉関係団体、ボランティアグループとの交流会
 - (8) 福祉のまちづくり委員会
 - (9) 乗合タクシー運行支援協議会
 - (10) 事務局会議 (第3金曜日 13:30～)

2 広報活動

- (1) 広報紙・「社協なかの」を年6回発行し、地域住民に広範囲な情報を提供する
- (2) 中野地区ホームページの充実
「こむねっとひろしま」ホームページ委員会を随時(毎月最終木曜日)開催し充実を図る

3 地域福祉活動推進事業

- (1) 介護・福祉の出前講座、グループ交流会の開催
- (2) 町内会・自治会等を範囲とした地域福祉座談会、懇談会の開催
- (3) 高齢者が気軽に参加できる場づくり・ふれあい「いきいきサロン事業」の推進と連絡会の開催援助
- (4) 福祉関係団体等との連携（地域包括支援センター等）
- (5) 『高齢者地域支え合いモデル事業の中野近隣ネットワークの整備』
高齢者や障がい者・地域的な援助を必要としている人達への具体的支援活動を進めるために、福祉委員・民生委員・町内会・地域包括支援センターの協力によるネットワーク台帳の整備と更新を行う、
又包括支援センターによる家庭訪問の実施……（包括支援センターによる家庭訪問）

近隣ミニネットワークづくり推進事業ネットワーク台帳のチェック

(6) 福祉委員活動の推進

地域の福祉委員活動を積極的に支援する

- (7) 民生委員・福祉委員・老人クラブ（中野近隣ネットワーク推進委員会）を対象にして、認知症サポーター養成講座の推進(包括支援センターの主催)年1回の講座を実施(一般向け)（今年度は、令和3年1月23日(土)を予定

* 高齢者福祉事業

お年寄りが住みなれた地域で楽しく幸せに暮らせるよう、地域づくりに努める、『緊急(災害)時あんしんカード』の普及率を高める。

『中野近隣ネットワーク台帳』の整備を進める。

- ア 敬老者に祝意を表し75歳と80歳以上の方を対象に敬老会の開催
（令和2年9月13日（日）を予定） 新型コロナウイルスの感染度合いにより、中止の場合もある。

イ ふれあい「いきいきサロン」活動への援助と連絡会開催に努める

ウ のぞみ会（一人暮らし高齢者）親睦交流会の実施

エ 中野老人集会所の管理運営事業を円滑にする

オ 車椅子ステーションを中野地区社会福祉協議会に設置

※使用申請書は社協窓口に置く（『社協なかの』等で広報活動を）

（原則として、2ヶ月毎の更新で最長6ヶ月）

カ クッセルエケで月2回、第一水曜日・第三水曜日

『わっく！わっく！カフエ』の開催、社協・民児協共催で開催。

新型コロナウイルス感染症防止のため、4月5月中止以降は考慮する。

※心身障がい児者福祉事業

在宅の障がい児者をその目的に応じて、気軽に外出できることが社会参加の基本なので、障がい児者問題は地域住民全体のものとしていくため、安芸区社協の活動と連携を取りながら展開する。
安芸区障害者基幹相談支援センターとの連携していく。

ア 心身障がい児者父母の会に協力し障がい児者の「つどい」を援助する

※児童、生徒、青少年への福祉事業

次代を担う子ども達に福祉の心を育成 少子化問題と併せて、児童をめぐる多様な課題が社会問題として提起されているため、福祉関係団体、機関との情報交換に努め、共催事業の充実を図る

ア 三世代ふれあいの集い「子ども夏まつり」「児童館まつり」・「作文集の作成」を支援する

※子育て支援事業

子育てサロン等の事業を進めると共に、その団体への支援を行う

※福祉関係団体への助成事業

福祉関係団体等が地域福祉の向上に関する事業や研修などを開催する場合、団体からの申請に基づき助成金を交付する

4 啓発活動

- (1) 町内会・自治会に、福祉委員の選出をお願いする
- (2) 町内会・自治会や福祉関係団体との交流や連携を密にする